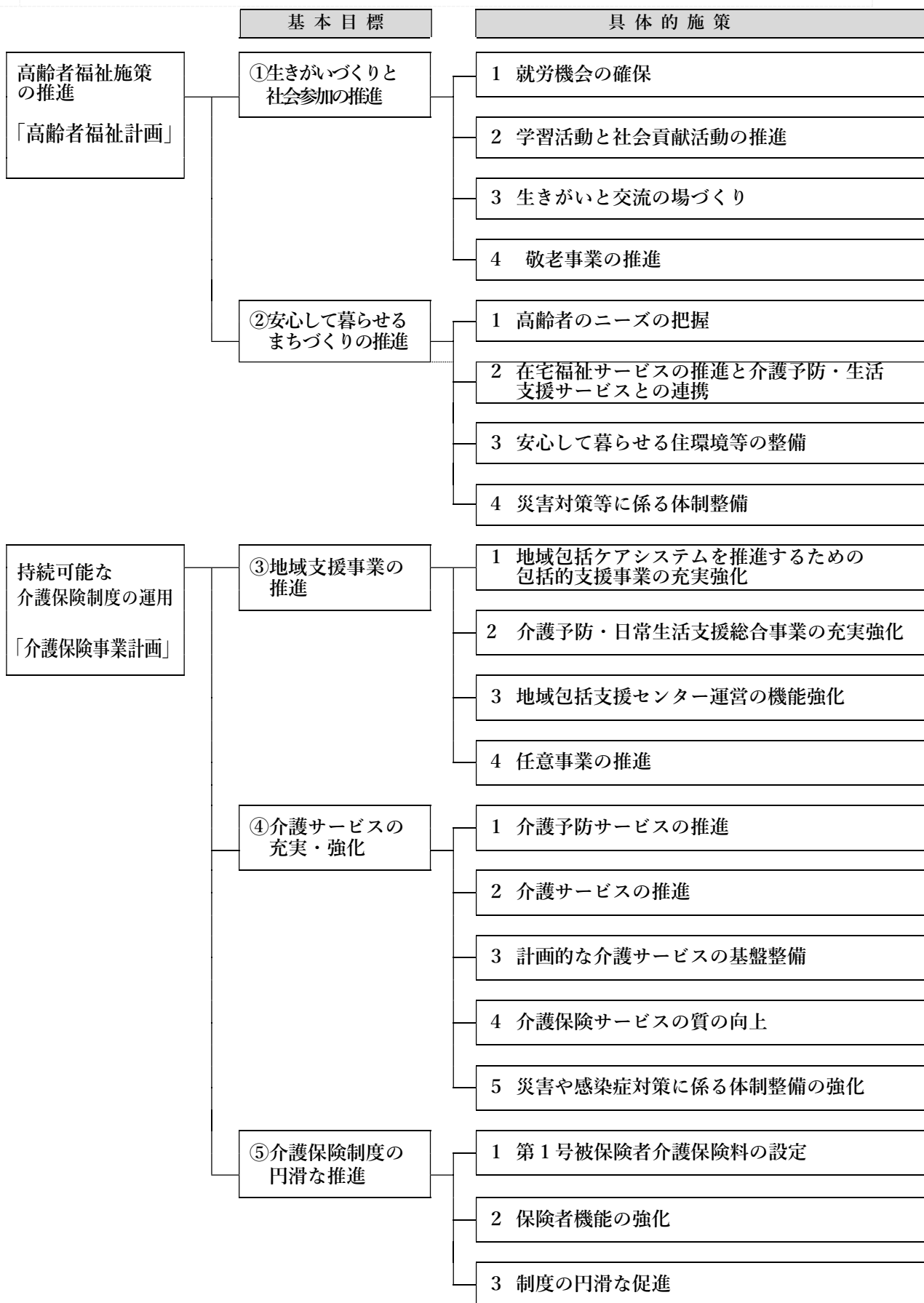


第8期いきいきかぬま長寿計画【概要版】

(3) 第8期計画の基本目標と施策体系

基本方針に基づき、次の5つの基本目標を掲げて第8期計画を推進します。



あたたかい 笑顔が集う 長寿のまち “かぬま”

第8期いきいきかぬま長寿計画【概要版】

第3部 高齢者福祉施策の推進

(1) 生きがいづくりと社会参加の推進

元気な高齢者が自らの経験や能力を活かして生きがいづくりに取り組むとともに、地域社会活動に積極的に参加できるような環境づくりを促進します。

老人クラブ、ほっとサロン等の活動や運営を行う高齢者は、「地域社会の担い手」でもあり、その活躍を支援すると共に、介護予防の効果促進についても検討します。

(2) 安心して暮らせるまちづくりの推進

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、生活環境の整備や地域づくり等、地域における包括的な推進を図ります。特に、住み慣れた居宅で生活を継続できるよう、状態の変化や意向を調査し、切れ目のない各種福祉サービスの提供により在宅生活を支援します。また、災害や感染症対策にも対応した高齢者支援を推進します。

第4部 持続可能な介護保険制度の運用

(1) 地域支援事業の推進

地域包括ケアシステムを推進するための支援事業の充実と強化を図るとともに、地域包括支援センターを中心に「地域共生社会」の実現に向けた関係機関や地域との連携、認知症対策や介護予防対策、多様な生活課題の相談等を推進し高齢者の在宅生活を支援します。

(2) 介護サービスの充実・強化

要介護状態等となることの予防やその状態の軽減・悪化防止を必要とする高齢者が、在宅で安心して生活が送れるよう、充実した介護予防サービスを提供するとともに、在宅医療と介護の連携による継続的な支援体制の整備を進めます。さらに、地域における医療と介護の総合的な確保を推進し、在宅高齢者の支援に努めていきます。

また、計画的な介護サービスの基盤整備に向けては、今後も認知症高齢者の増加が予想されるため、対応する居住系施設の整備が必要であり、特別養護老人ホームに入所が必要な入所申込者の調査を基に、高齢者ニーズや待機者個々の状況を精査し施設整備を計画しました。

施設・居住系サービスの施設整備計画数

(単位：床)

施設種別	現在床数	整備計画			5年度末見込み
		R3	R4	R5	
介護老人福祉施設 (広域型特別養護老人ホーム)	477	4 (転換)	30 (新規)	20 (増床)	531
介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	107	-	-	-	107
介護老人保健施設	240	-	-	-	240
介護療養型医療施設(⇒介護医療院)	0	-	-	-	0
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	207	18	-	-	225
計	1,031	22	30	20	1,103
【その他の公募対象施設】					
混合型特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム、ケアハウス等)	220	-	-	-	220
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 (施設数)	9施設	1施設	-	-	10施設

第8期いきいきかぬま長寿計画【概要版】

(3) 介護保険制度の円滑な推進

第1号被保険者介護保険料

高齢者数及び給付費の見込額をもとに保険料を算出しました。

「第8期事業計画」期間の保険料算定にあたっては、介護給付費準備積立基金を取り崩すことで保険料の上昇を抑え、高齢者の負担軽減を図ります。

段階	基準額に対する保険料率 (軽減率)	保 険 料 額 (年額の百円未満を切捨)		対 象 者
		月額 (公費軽減後)	年額 (公費軽減後)	
1	×0.50 (×0.30)	<u>2,850円</u> (1,710円)	<u>34,200円</u> (20,500円)	生活保護受給者、市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下
2	×0.70 (×0.50)	<u>3,990円</u> (2,850円)	<u>47,800円</u> (34,200円)	市民税世帯非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下
3	×0.75 (×0.70)	<u>4,275円</u> (3,990円)	<u>51,300円</u> (47,800円)	市民税世帯非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超
4	×0.90	<u>5,130円</u>	<u>61,500円</u>	市民税世帯課税、本人非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下
5	×1.00	<u>5,700円</u>	<u>68,400円</u>	市民税世帯課税、本人非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超
6	×1.20	<u>6,840円</u>	<u>82,000円</u>	本人市民税課税で本人の前年の合計所得金額120万円未満
7	×1.30	<u>7,410円</u>	<u>88,900円</u>	本人市民税課税で本人の前年の合計所得金額120万円以上210万円未満
8	×1.50	<u>8,550円</u>	<u>102,600円</u>	本人市民税課税で本人の前年の合計所得金額210万円以上320万円未満
9	×1.70	<u>9,690円</u>	<u>116,200円</u>	本人市民税課税で本人の前年の合計所得金額320万円以上400万円未満
10	×1.90	<u>10,830円</u>	<u>129,900円</u>	本人市民税課税で本人の前年の合計所得金額400万円以上600万円未満
11	×2.10	<u>11,970円</u>	<u>143,600円</u>	本人市民税課税で本人の前年の合計所得金額600万円以上800万円未満
12	×2.30	<u>13,110円</u>	<u>157,300円</u>	本人市民税課税で本人の前年の合計所得金額800万円以上

第5段階が基準額となります。